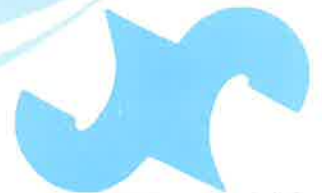


ともえ No.15



企業を育て地域を伸ばす商工会議所

■函館商工会議所報■
198111月号

Thanks



'80旅行実績、世界第5位。

愛されて、2億人。



全日空
ALL NIPPON AIRWAYS

函館にゆかりの深い人に、京都の同志社大学を創設された新島襄先生がおります。

末広町の相馬倉庫の岸壁に「新島襄海外渡航乗船之処」と刻まれた記念碑があります。昭和二十九年函館市と同志社大学が合同で建立したものです。

碑面には「男児志を決して千里を馳す 自ら苦辛をなめてあに家を思わんや 却つて笑う春風雨を吹くの夜 枕頭なお夢む故園の花」と書かれております。

新島先生は、江戸で蘭学を学び、欧米諸国の文明を学ぼうと国禁を犯して国外脱出を企て、元治元年（一八六四）箱館に来た時は二十一歳の時でした。ニコライ主教に師事し、福土成豊（我国氣象観測の元祖）等が協力してアメリカ船ベルリン号で箱館を脱出しました。碑面の漢詩は翌年香港で作った出奔の感想であります。

米国の二つの大学で理学、神学を勉強し、明治七年（一八七四）三十二歳で帰国して同志社大学を創設し、門下に徳富蘇峰、安倍磯雄など多くの人材を出しました。

明治維新に、学問の基礎づくりをした青年の進取の気骨の象徴とも言えましょう。

先生は「世に勝つ」との格言を残しております。

一、君等もし社会に立ち一大事を為さんと欲せば、まずその基礎になる実力を養うべし。

一、世の中の事はすべて根気仕事にして、根気の強いものが最後の勝利を得るものなり。

一、忍耐は卑屈とは異なり、世に勝つの一大元素なり。

青年は社会のすべての力の中で、もっとも積極的で、最も生き生きした力であります。二十一世紀にはばたく日本の未来は青年の双肩にかかっております。

目次 ● ともえ 1981 11月号 No.15 ●

巻頭言	1
会議所だより	2~5
○税を知る座談会	
○第103回珠算能力検定試験	
○第9回2級小売商（販売士）検定試験	
○第13回全国商工会議所婦人会連合会総会	
○共済キャンペーン	
○管内産業視察会	
○北海道最低賃金・産業別最低賃金	
流行色と景気観	6
大作陶夫	
ご存じですか	7~9
○制度紹介 函館市小規模事業振興資金融資制度	
○みんなの相談室	
調査レポート	10~13
○金融経済概況（9月）	
○第一種大型店売上高（9月）	
○大型店影響調査（個別経営実態調査）	
アドバイスコーナー	14~15
不当景品類及び不当表示防止法による規制のあらまし	16
ご紹介	17~18
○新入会員ご紹介	
○振興委員プロフィール	
○函館鮮魚製氷協同組合	
業務日誌（10月）	19
告知板	20



会議所

だより

税を知る座談会

本所で
開催

「税」について納税者の理解と知識を深める

本所主催の「税を知る座談会」が十一月十一日(水)午後二時から本所会議室で開催されました。

この座談会は、毎年国税庁が行う「税を知る週間(毎年十一月十一日から十七日まで)」の一環として開かれるもので、当日は、関係機関か



挨拶をする三本木座長 (道青連会長)

ら札幌国税局総務部長、同所得税課長、函館税務署署長、同副署長、渡島支庁課税課長、同徴収課長、函館

市理財部長、同管理課長、同市民税課長、道税理士会函館支部副支部長のそれぞれ代表者が、また納税者側からは(社)函館地方法法人会寺坂康一氏、函館青色申告会太田勝也氏、岩沢勇吉氏、函館地方間税協力会干場敏治氏、函館地区納税貯蓄組合連合会相馬貴美子氏、函館市納税貯蓄組合連合会佐藤政勝氏など関係団体代表のほか、一般サラリーマンを代表して日本化学飼料(株)の古谷治氏が出席し、日常の税に対する苦情、不満、要望など忌憚のない意見交換が行われました。

座談会の冒頭、本所社会頭から「行財政改革が叫ばれている今日、不公平税制是正のための租税特別措置法や申告納税制度の見直しの検討など、税を取り巻く環境は一段と厳

しさを増すと思われるが、税負担は国民の義務であり、この税に対する認識を新たにして納税意識の高揚に努力する必要性を痛感する。本日の座談会を通じ、税に対する正しい理解と今後の税制改正に納税者の声が反映されるよう期待してまいります」との開会のあいさつがありました。

続いて北海道青色申告会三本木会長が座長となり、順次質疑応答が行われ、国税では、最近話題となっているグリーンカード制度や、倒産多発化の中にあつて貸倒損失処理のための要件、事業を継承する場合の贈与税の課税方法、そのほか当面する税の諸問題について広範囲な質問、意見が出され、それに対応する税務当局も、簡潔明瞭な答弁を行い、納税者も税に対する正しい理解と知識を一層深め、本座談会を盛会裡に終えました。



真剣に検定試験に取り組む受験者たち

第 103 回
珠算検定試験

そろばんは優れた計数能力を養う

一級に十人がパス、能率向上に寄与

日本商工会議所、函館商工会議所
共催による第百三回珠算能力検定試
験が、去る十月二十五日(日)に約二
千人の受験者を集め巴小学校を会場
に施行されました。

最近、計算機器が次々に開発され
職場に導入されていますが、計算用
具としてのそろばんは依然としてど
の職場でも大いに活用されていま

す。また、そろばんで計算を学習す
ることによって、数概念を養い数学
的な思考力を伸ばすとも言われ、義
務教育の必須科目として小学校三年
生からそろばんを学習することにな
っています。

これらを背景にして、本所におい
ても受験者の増加傾向が続いており
ますが、ちなみに珠算能力検定試験

の合格者の計算能力は、三級では六
七桁、二級であれば八〜九桁を迅
速に計算することが出来る力を持っ
ており、さらに一級では十一桁の数
を取り扱うことが出来ます

このように優れた計数処理能力を
持つ合格者の誕生により、商工業の
事務能率向上に大きく寄与していま
す。今回の一級合格者十人は次の通
り。

伊藤幸恵・内田由佳里・中村佐年・
森地幸恵・柳田ゆかり・中原恵子・
藤谷博文・鈴木祐史・西田倫華・西
沢明美(順不同、敬称略)

22人が合格、今後の活躍に期待

第9回二級小売商検定試験結果発表

第九回二級小売商(販売士)検定
試験が、十月七日(水)午後一時から
本所で施行されましたが、その結果
がこのほど発表されました。

小売商検定試験制度は、中小小売
商業振興法の趣旨に基づき、小売業
従業者の資質向上を図り、合せて小
売業の健全な振興・発展と消費者サ

ービスの向上を目的として、昭和四
十八年から日本商工会議所および各
地商工会議所共催、通商産業省・中
小企業庁後援で実施しているもので
すが、その内容が実務と直結してい
ることから、小売業従事者等の自己
啓発のための目標と刺激を与えるほ
か、従業員教育の一環として積極的

に活用されています。また学生が就
職するにあたり、より有利な条件に
なるようにと資格を取得するようにな
ってきており、小売業界等の人材
育成に極めて重要な役割を果たして
います。

今回の二級検定試験は、五十人が
指導養成、仕入技術、商品知識、販
売事務、常識、面接の各科目を受験
しましたが、この資格レベルは「小
売業に就いて、主として販売に関す
る専門的な知識を身につけ、ある程
度の管理業務を遂行し、かつ部下を
指導することができる」とされてお
り、売場主任、部課長など中堅幹部
クラスとなっています。今回新たに
合格された皆さんの今後の活躍が期
待されます。

〔合格者二十二人は次の通り〕

江口東洋雄・野村 弘・前川明典・
梶原 力・鈴木 信・島脇絵理・落
合千恵子・肥田 剛・中田英志・佐
々木美穂子・工藤明夫・竹村雄二・
天満康三郎・舟田和宣・浅野 寛・
赤前 聰・山本仁志・千葉政人・斎
藤志保美・田中康吏・保坂秀樹・真
壁孝典

(順不同 敬称略)

婦人経営者千余人徳島に集う

全国商工会議所婦人会連合会総会開く

去る十月二十二日、四国徳島市において第十三回全国商工会議所婦人会連合会総会が開催されました。

函館からは半田トミ会長をはじめ九人が参加しましたが、全国百四十七婦人会のうち百一婦人会、千余人が会場に当てられた徳島市文化センターを埋め盛会を極めました。

当日は、四国通商産業局長、徳島県知事をはじめ多数の来賓が次々と歓迎の挨拶をのべました。

会場には「婦人の手、婦人の声を会議所に」と言う大会スローガンが掲げられ、華やかなうちにも格調高い雰囲気をもし出しておりました。

今大会の協議事項は(1)中小企業事業承継税制の創設に関する要望について(2)行政改革の推進について(3)小さな親切運動の推進について(4)総会



開催地徳島婦人会長のあいさつ

保険契約八十億円を突破

生命共済キャンペーン実施

会員企業の職場環境づくりと人材確保を目的に発足した「生命共済制度」は、今年度で九年目を迎えました。

本所では、内容を更に充実し加入促進を図るべく、去る九月九日から

開催県に対する寄付について(5)次回総会開催地について、等々でありましたが、いずれも満場一致で承認され、関係機関に働きかけることになりました。中でも(4)の寄付金は五年のハワイ大会の時、国際児童年にちなみ、ユニセフへ寄付し以来続いてきましたが、今年から大会開催県の福祉施設へ寄付することになり今回は総額二百二十万円が徳島県へ寄付され、盛会裡に総会を終えました。なお次期開催地は札幌市と決まり、北海道では札幌のほかに婦人会の設置されている函館、釧路がこれに協力することとなり、札幌商工会議所事務局長から、札幌大会には多数来道されるよう要望しました。

この結果、本所の行う生命共済制度の実績は、加入事業所数千二百八十六、加入者数四千四百五十人、保険契約額八十一億円余と八十億円台を突破、本所では次の目標を百億円の大台として加入促進を進める予定ですが、この制度は適格保険で、継続運営するには適正加入率が必要で、昭和五十八年七月までに本所会員の五〇%以上の加入が必要です。現在加入率は三七%（対象会員数三千四百七十三、加入事業所数千二百八十六）となっています。

「生命共済制度」は、安い掛金で高額保障（月額三千五百円で保険金額五百万円）を行い、更に加入年齢に関係なく掛金は一律で、一年毎に決済し剰余金は加入者に配当するというすぐれた内容の制度です。

また商工会議所では、従業員の退職金として内部留保ができ、掛金が損金経理できる「特定退職金共済制度」と経営者及び法人役員の年金、退職慰労金、死亡弔慰金等の積立として最適の「経営者年金制度」も実施しておりますので、これらの「共済制度」をセットでご利用されることを希望します。



交通管制センターを見学（道警函館方面本部）

本所議員会（本間定次郎会長）、同婦人会（半田トミ会長）、函館地区電気利用合理化協議会（佐藤亀吉会長）の三者共催による管内産業視察会が十月二十七日に実施され、約四十人が参加しました。

今回の視察会は、最近本市がテクノポリス構想の建設調査対象地域に指定されたことから、その一端を担当

ICの利用をこの目で

議員会などで管内産業視察会

うと考えられるLSI・超LSI等を利用したコンピュータの利用価値を知り、合わせて企業内における生産の機械化、オートメ化への対応を、探ろうとの主旨で企画されたものです。

視察先は、美鈴商事(株)の手づくりと機械化を上手に組み合わせた洋菓子、コーヒー工場、北海道警察函館方面本部の交通管制、北電(株)函館電力所の電力系統管理システムなどコンピュータを最大限に利用した施設、(株)南北海道電子計算センターの多種のコンピュータ群などでしたが、参加者は異口同音にそれぞれの施設のすばらしさをたたえておりました。

二千八百六十六円に

北海道の最低賃金

道内における最低賃金と産業別最低賃金の改正がこのほど発表され、それぞれ十月三日、十一月六日から発動されることになりました。

最低賃金は賃金の低い労働者に対し、賃金の最低額を保障することによって労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定、労働力の質的向上および事業の公正な競争の確保を行うことにより国民経済の健全な発展に寄与することを目的に立法化されているもので、その適用の範囲は地域(都道府県)

なお、最低賃金は、賃金・物価などの動きに応じてほぼ毎年改定されていますが、本道の今年度の最低賃金については、本誌十七ページに一覧表を掲載しました。

詳しい内容については函館労働基準監督署(TEL23局一二七六番)にお問い合せ下さい。

中華料理

ラーメンの

王 王さん

●本店/柳小路22-6833 ●支店/行啓通り 52-0588 ●西武デパート/惣業部55-5511(内線730)

各種御宴会に本店2階を御利用下さい。



流行色と景気観

(社) 日本流行色協会

常務理事
事務局長

大 作 陶 夫

○景気、不景気と色

「景気が悪いと茶色が流行るんですけどね」とよく言われたり、その理由を尋ねられたりする。だから景気と色には何らかの関連がある、というよりもあったのだろう。

この茶色については心理学、なかでもフロイド派の人たちはこう説明する。

色の象徴性(顔)には二律相反性(表裏二つの顔)というものがある。例えば赤、それは情熱という顔をもっていると共に、破壊する、革新するという顔ももっている。赤旗はむしろ後者の顔を強調しているのせう。

ところで茶色は、その赤に灰色を混ぜてつくる色です。したがってこの茶色には不況の状態をなんとか打開したいという情熱、積極的な希望が込められているとみることができますし、と同時に一方、その情熱を抑えた冷静な判断を求める気持も働

いているといえることです、と。

つまり不況だから茶色ということ、は、その茶色のもつ以上の意味を重くみているということでしょう。この見方でいえば、好況期には暖色系の茶色にかわって寒色系の青色が迎えられるといえそう。あまりの好景気に躍らされるなどといった、青色のもつ落着きの顔がここでは浮上りてきそうだからである。

○では現状ではどうであろうか

確かに、昭和四十八年の第一次石油ショックを切っ掛けに茶色は今までになく擡頭してきている。

婦人服飾では明るく淡いベージュから暗い茶色までを含めて、相変らずの高い人気が続いている。またカーテンやカーペットも同様、自動車のボディの色もやはり、家電の冷蔵庫などもアボカド・グリーンとよばれる緑色にかわって、ここにきてアイモンドとよばれる明るく淡い茶色が新しく迎え入れられるようになって

てきている。

それは高度成長期のときのような好況感がなくなってきた、低成長期に入ったことと深くかわり合っていることなのであろうか。

先の見解でいえば、そうだとも言える。だがこの景気との連動だけでなく流行色をみることは、一面危険だともいえそうである。

と言うのは、この経済の見通しに加えて、やはり社会の価値観の変動という要因も考慮に入れなければならないからである。

図式すれば経済動向×社会の価値観の変動で色彩を捉える必要があるということである。この社会の価値観の変動についてはさまざまなことがいわれている。

それは成熟の段階とか中年化の時代とか、個人に関しては自己実現の段階(このことを *maslow* としぼればよんでいる)とか、さらには文化の時代とかなどである。

○これからの見通し

今までの時代は、社会の価値観の変動も、大方が右向け右、左向け左でいわば一斉に変ってきたといわれる。だが今、静かに起りつつある変動、それはいまだ確かなものとして捉えられてはいないが、過去の有様

のようにはなるまいとする意見が多い。言い換えれば量的に把握することは困難で、質的変化への眼を養えといわれている。

とすると不況イコール茶色、好況イコール青色という式にはいくまい、それぞれの人びとの生き方、暮らし方、そこで要求される道具類に対する考え方を探り、その上で、景気、不景気を反映する色も適切に採り入れられていくことになろう。

いわば色も生活に即して活用段階を迎えたということである。

また別な言い方をすれば、これは変って欲しくないもの、その色、これは変って欲しいもの、その色という選択が厳しくなるのではないかと

いうことである。ものを購入する際、その時代趨勢を反映してか、最近インベストメント(投資)に値するかどうかの吟味が高まっている。

だから景気、不景気と色彩は今後も関連すると思われるが、それ以上に暮らしに求められる価値観を踏まえて、色彩の動きを観察するもうひとつの視点を持つことが必須であろう。

制度紹介

函館市小規模事業
振興資金融資制度

(函小口制度)

本制度は函館市中小企業振興条例の定めるところにより、市内の小規模企業の育成振興ならびに経営の合理化を促進するため信用を保証し、これに必要な資金の融資を行い、企業の健全化を図ることを目的とするものです。

〔貸付対象および貸付条件〕
一、貸付対象

- 1、常時使用する従業員の数が二十人（商業・サービス業五人）以下の小規模企業者
- 2、市内に独立した店舗または事

- 業所を有し、同一事業を引続き一年以上営んでいる者
- 3、北海道信用保証協会の保証対象業種であること。
 - 4、市税の納入状況が良好な者。

二、貸付条件

- (1) 資金使途
運転資金
- (2) 貸付金額
百万円以内
- (3) 貸付利率
七・六%以上八・一%以内
- (4) 貸付期間
三年以内
- (5) 返済方法
一括または割賦
- (6) 担保および保証人
担保の提供を原則とする。ただし、確実な連帯保証人をもって担保にかえることができる。
- (7) 信用保証
北海道信用保証協会の保証付とする。

三、取扱金融機関

北海道拓殖銀行、北海道銀行、北陸銀行、みちのく銀行、北洋相互

銀行、北海道相互銀行、函館信用金庫、渡島信用金庫、江差信用金庫、函館商工信用組合

四、申込場所

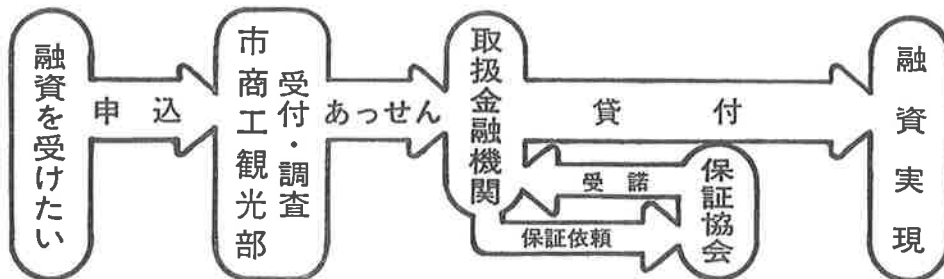
市商工観光部、信用保証協会、商工会議所、商工会、取扱金融機関

五、照会先

市商工観光部商工労働課中小企業係
TEL 二二一三一〇一
内線三五番

函館市中小企業融資制度には、^①小口制度のほか特融制度（前号で紹介）、振興資金制度、公害資金制度、駐車場資金制度、大型店融資制度、二〇〇海里融資制度、造船・機械不況緊急融資制度、小口特別制度等があります。詳しくは市商工観光部へお問い合わせ下さい。
なお、小口特別制度については次号で紹介の予定です。

この融資のしくみ



直接金融機関等へ申し込むことができます

みんなの相談室



問 年末調整を行う時期となりまして、年最後の給与の支払をする際に限られないようですが、どのような場合でしょうか。

答 年末調整は、原則として給与の支払者がその対象となる者に対し、その年最後に給与の支払をする際に行います。

したがって、通常は十二月中に行

うこととなりますし、また、十二月中に普通給与と賞与とを別々の日に支払うというように、二回以上にわたって給与の支払をする場合には、最後に支払う給与の支払をする際に行うこととなります。

しかし、その年最後に支払をする給与が賞与以外の通常の給与であって、その前に同じ月中に賞与を支払うという場合には、その賞与をその年最後の給与とみなして、賞与の支払をする際に、その後に支払をする通常の給与の見積額、およびこれに対する徴収税額の見積額を含めたところで年末調整を行ってもよいことになっていきます。

たとえば、十二月二十日に賞与を支払い、同じ二十五日に通常の給与を支払うというような場合には、十二月二十日の賞与の支払をする際に、二十五日に支払う通常の給与の見積額とこれに対する徴収税額の見積額を含めたところで年末調整を行うことができるということです。

この場合、その年中に支払った給与の金額や、徴収税額の集計に含めて計算した最後に支払をする通常の給与の見積額が、実際の支給金額と

くいちがうこととなった場合には、その最後の通常の給与の支払をする際に、あらためて年末調整の再計算を行うこととなります。

なお、特殊な時期に年末調整を行う例としては、次のような場合があります。

特殊な時期に年末調整を行う場合	年末調整を行う時期
① 年途中で死亡により退職した者	死亡の時
② 年途中で国外に転勤することとなったため出国し、非居住者となった者	出国の時
③ 年途中で著しい心身の障害のため退職した者のうち、その退職の時期からみてその年中に再就職することが明らかに不可能と認められ、かつ、退職後その年中に給与となる年金(源泉徴収を要しない年金(所法附則二五③)を除きます。)の支払を受けることとなっていない者	退職の時
④ 十二月中に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した者	退職の時
⑤ 十一月以前にその年最後の給与の支払を受ける者(年金、恩給の受給者など)	その年最後の給与を支払う時

本のみせ

森文化堂

松風町3-13 ☎23-3238(代)

BOOKS NOW MORIBUNKADO

●今井函館(7階)

贈りものに
図書券



問 採用した従業員が、経歴詐称して入社した事実が判明したので、懲戒解雇しようと思いますが、さしつかえないでしょうか。

答 経歴詐称を懲戒事由にあげない会社はないほどに、経歴に対する評価は厳しく重いものです。

採用選考に当たっては、履歴書に書かれた年齢、学歴、職歴または職務経歴、役職、勤務年数、賞罰、あるいは身上調査書等に記入された支持政党、在学中の学内団体、クラブ活動などをみて、職務能力の質および程度、適性、性格、思想傾向などを

を類推、認定し、採否および採用時の担当職務の選択、賃金決定などの重要な判断資料としています。

「重要な経歴を詐り、または不正な方法を用いて採用されたる者」を懲戒解雇の極刑に処するものこのためです。経歴詐称が懲戒解雇の事由とされる法的根拠については、これまで裁判所では、信義則違反その他

いくつかの説が示されていますが、実際上は次の二つのポイントが懲戒解雇に該当するかどうかの判断規準になります。

- (1) もしその詐称がなかったならば採用されなかったであろうという程度に、契約の成否にかかわる事柄であって、
- (2) 採用したために使用者が不利益を蒙ったか、または蒙る危険性が大きいこと。

従って、詐称の形式的な事実のみで雇用関係を絶つのは酷であり、ならんかの実質的な不利益の存在、ないしは存在の可能性を必要とすると思われます。たとえば、職歴を詐って採用され、詐らなかつたら採用されなかったであろう事情があったにしても(1)に該当)、採用後の職務

能力、勤務態度または実績、今後の予測などにおいて、さほど期待された線と違わない場合(2)に非該当)は、あえてとがめだてするのは、懲戒権の濫用とされる場合もあるでしょう。経歴詐称——懲戒解雇が具体的に問題となるのは、経歴詐称の事実そのものを対象とするのではなく、他の秘匿された事由(多くは左翼的な組合活動)を対象とする場合が多く、従って、アラ探しのすえ、

たまたま発見された詐称の事実を解雇の事由に「借用」するといったことが起ります。このように、いわば「不純な動機」から経歴を探索すること自体、使用者にとっては負目であり、厳戒すべきことでしょう。

なお裁判例としては、レッドパーシまたは有罪判決を秘匿したこと、最終学歴を詐称したこと(中卒を高卒に)は懲戒解雇に該当すると判決されています。また共産党員であることを秘匿した理由で解雇された事件について、形式的にはたしかに経歴詐称だが、政治的思想・信条による差別待遇禁止の意味から無効となつた判例があります。

(佐々木 力著・労働法の実務より)

海産商 函館市観光協会会員店・函館朝市塩干物組合



塩干物卸小売
おと 嶋本商店

店舗／函館市若松町11番7号 ☎(0138)23-1900
自宅／函館市上新川町20番8号 ☎(0138)41-6011・41-6012

つあることから、市内大型小売店6か店の売上高は前年同月比6.1%減と落込み幅が縮小している。

また乗用車新車登録台数(1,248台)は、新型車の投入による需要喚起やディーラーの拡販努力等により、前年同月比10.9%増と、前月(4.7%増)に続いて前年実績を上回った。なお、省燃費指向からこのところ人気の高まっている軽自動車は、大手メーカーの拡販姿勢や物品税賦課前の駆け込み需要も加わって高い伸びを示している。一方、家電製品の荷動きは、普及率の低いVTRが中級機種を中心に堅調持続の反面、その他の品目は代替需要中心とあって不冴え。この間暖房用品は、省エネ型機種を中心にまずまずの出足。

3. 金融事情(9月中)

○管内金融機関の実質預金は、公金預金が工事代金の支払等から減少し、金融機関預金も前月末高留り分の流出から伸び悩んだものの、一般法人預金が地合いは不冴えながら、前年(前月末休日要因-8月末滞留の決済資金が9月初に剝落したため月中マイナス)とは様変りに大幅な増加となったほ

か、個人預金も前月に引続き順調な伸びを示したため、月中増加額は116億円と前年(同26億円)を大幅に上回った。

一方貸出面をみると、月中増加額では112億円と前月末休日要因から小幅増加にとどまった前年(同26億円)を上回った。しかし、企業需資としては出遅れていた鮮魚卸、水産加工筋の原魚買付需資が9月後半から漸く本格化してきたほか、建設や石油、自動車ディーラー等の短期運転需資も幾分増加しているものの、全体としてみれば設備資金など長期資金に動意がみられず、低迷基調が続いている。

この間、管内銀行の貸出約定平均金利は、月中-0.032%と小幅ながら引続き低下。

○銀行券は、郵便局の支払増加を主因にかなりの増発をみた一方、還収がほぼ前年並みにとどまったため、月中還収超額は33億円と前年(同45億円)を2割方下回った。

○財政収支をみると、租税、保険等の受入れが順調な伸びを示したものの、公共事業関係費や郵便局等の支払いが嵩んだため、月中25億円の受超にとどまった(前年同47億円)。

統計資料

函館市内第一種大規模小売店舗売上高(9店) 昭和56年9月

品目	売上高(千円)	対前月比(%)
衣料品	2,555,796	125.1
身体用品	486,502	108.7
雑貨	531,086	87.6
家庭用品	677,898	114.4
食料品	1,299,015	85.6
食堂・喫茶	170,545	77.0
サービス	52,234	99.5
その他	162,075	94.3
総額	5,935,151	105.0

※ 9店とは棒二森屋、丸井今井、さいか、和光、ハイショップホリタ、テーオー小笠原、長崎屋、イトーヨーカ堂、函館西武の各店をいう。テーオー小笠原については食料品を扱っていない。